

指名停止措置状況

【建設工事等】

No.	業者名	登録代理人	住所	指名停止の期間	指名停止の理由
1	株式会社トーニチコンサルタント	北関東事務所	埼玉県さいたま市見沼区 大和田町2-238-2	R8.1.27 ~ R8.5.26	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
2	大日コンサルタント株式会社	①埼玉事務所 ②東日本支社	①埼玉県さいたま市南区 南浦和2-31-13 ②東京都台東区東上野4 -27-3 上野トーセイビル	R8.1.27 ~ R8.5.26	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
3	日本交通技術株式会社	埼玉営業所	埼玉県川口市川口6-7 -14-103	R8.1.27 ~ R8.5.26	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
4	株式会社クリーン工房	本店	埼玉県さいたま市中央区 新都心11-2 さいたま新都心LAタワー30階	R8.5.19 ~ R8.8.18	当該業者の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役(当時)は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
5	株式会社大林組	①東京本店 ②関東支店	①東京都港区港南2-15 -2 ②埼玉県さいたま市中央区 新都心11-2	R8.5.19 ~ R8.6.18	当該業者は、同者を含む共同企業体が受注した工事に関連して発生した作業員の労働災害について、令和6年12月25日、労働基準監督署の立ち入り検査の際、虚偽の陳述を行った。これにより、令和8年3月17日、当該業者及び当該業者使用人が起訴され、令和8年3月24日、労働安全衛生法違反を理由として蕨簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。